

高野町 DX 推進計画策定支援業務仕様書

令和5年10月

高野町

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、高野町が推進しようとしているデジタル・トランスフォーメーション(以下、「DX」という。)について、公募型プロポーザル方式によって受託者を選定するために策定した業務想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 業務名

高野町 DX 推進計画策定支援業務

3. 目的

国では、令和 2 年 12 月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示され、①オープン・透明②公平・倫理③安全・安心④継続・安定・強靱⑤社会課題の解決⑥迅速・柔軟⑦包摂・多様性⑧浸透⑨新たな価値の創造⑩飛躍・国際貢献などの原則が示された。同時に自治体DX推進計画を策定し、令和 3 年 5 月にはデジタル改革関連 6 法が策定され、国全体としての DX の動きが加速化している。

特に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)」が制定され、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現するため、情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則として次のデジタル3原則が定められた。

- デジタルファースト 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ワンスオンリー 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- コネクテッド・ワンストップ 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

これらの行政のデジタル化に関する基本原則等を実現し、行政のデジタル化を推進するための個別施策の推進計画を定めることとした。

こうした流れの中で、高野町としてもデジタル化に向けた対策を進め、住民の利便性向上や職員の業務改善に積極的に取り組むためのビジョンの策定が必要とされている。

本業務は、下記5(1)に記載する町役場内の自治体共通業務の現状把握をするための概要調査を実施し、デジタル化や自動効率化の要否について調査・分析を行い、「高野町 DX 推進計画」の策定に係る支援を行うことを目的としている。

4. 業務期間

契約締結日から令和6年3月 29 日まで

5. 業務内容

1) 現状業務の把握および課題抽出における支援

- ①現状把握(各部署へのアンケート/ヒアリング)
- ②課題抽出・整理(課題整理、デジタル化実現分野への抽出整理)

2) 高野町に必要とされるデジタル技術に対する支援

- ①取り組むべきデジタル技術に対する助言(取り組む目的の明確化、実現の方向性)

3)町職員のDXに対する理解促進ならびに人材育成に対する支援

- ①人材育成支援(管理職、一般職研修実施)
- ②町職員のICTスキル向上に向けた支援
- ③その他必要な支援

4)高野町 DX 推進計画策定支援

- ① 各種 ICT 施策との整合性確認(デジタル庁、総務省関連)
- ②他の自治体の事例／現状調査
- ③高野町 DX 推進計画策定支援

5)その他

- ①会議体実施、運営関連各種支援一式

6. 計画期間

令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの 5 か年とすること。

7. 計画の原則

1) デジタル改革関連 6 法および国の自治体 DX 推進計画との整合性を図ること。

2) 計画には以下の内容を含むこと。

- ① 基本原則、理念
- ② 目指す姿(町全体、町民生活、町役場)
- ③ 推進体制(官民連携、庁内、町民)
- ④ 推進分野、想定される主な取組
- ⑤ 想定されるロードマップ(試行・短期・中期・長期の段階的な工程)

3)その他

本業務遂行にあたり、本町業務の改善に必要な支援を行うこと。

※説明会や会議運営支援等各種コミュニケーションは積極的にオンラインツールを活用すること。

8. 納品物件

1)納品物件は以下のとおりとし、CD-R等を用いて納品すること。

No	納品物件	期限
1	庁内業務の調査結果報告書	業務期間終了日まで
2	高野町 DX 推進計画(案) 概要版	業務期間終了日まで
3	高野町 DX 推進計画(案) 初版 ※A4版 10 ページ程度で作成	業務期間終了日まで

2)納品場所

高野町役場総務課

9. 業務の進め方

業務期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること。

10. 留意事項

- 1) 本業務で作成された成果物に関する全ての著作権は町に帰属すること。
- 2) 本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項及び成果内容(受託者が町から受領または閲覧した資料等を含む。)は、町の了承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならず、この業務終了後も同様とする。また、個人情報の取り扱いについては、高野町個人情報保護条例(平成17年3月25日高野町条例第2号)を遵守しなければならない。

11. その他

- 1) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。